平成２７年（フ）第１８９０号
福岡市城南区梅林５丁目42番７－202号
債務者　江川　裕子
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４５６６号
大阪府守口市八雲北町２丁目５番11－201号
債務者　山田　勝俊
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７０７号
大阪市東淀川区柴島２丁目14番４－322号
債務者　畑瀬眞名美（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２３５号
大阪府枚方市藤阪中町22番４－202号
債務者　石原　照子
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９号
大阪府交野市星田１丁目17番36－101号、前住所大阪府東大阪市俊徳町２丁目２番６号
債務者　宮内美樹子
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５７号
東京都大田区大森西３丁目21－11－102
債務者　内田　惠子
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３号
東京都杉並区和田１丁目33－12　サンハイツⅢ102
債務者　石川　　進
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６４号
東京都北区東十条３丁目８－12－201
債務者　勝木　華子
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５号
東京都板橋区志村３丁目５－３－206
債務者　神　　俊一
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６７号
東京都江戸川区東篠崎１丁目３－16
債務者　瀧澤　雅江
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７１号
東京都立川市錦町１丁目９－14－308
債務者　西川　直毅
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４号
東京都世田谷区松原１丁目56－19－307
債務者　齋藤　陽亮
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２号
東京都目黒区大岡山１丁目12－６－202
債務者　角田　　豊
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８４号
神奈川県横浜市旭区西川島町52－17
債務者　小金井佳織
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５号
東京都墨田区押上１丁目33－３－202
債務者　府川　　瞳
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８７号
東京都足立区西新井６丁目16－19－301
債務者　塙　　弘美
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部